

「水田経営所得安定対策」に加入しましょう

4月1日～
加入手続き
開始

制度内容も見直しされ加入しやすくなりました

平成19年産から実施された「品目横断的経営安定対策」について生産現場からさまざまな意見等をいただいたことをふまえ、加入要件の緩和などの制度の見直しが行われ、平成20年度からは『水田経営所得安定対策』として再スタートします。

○主な見直しのポイント

■加入者の拡大に向けた面積要件の見直し

〔市町村特認制度創設〕面積要件等に該当しない方でも、地域農業の担い手として周囲からも認められ「地域水田農業ビジョン」に位置付けられた認定農業者または集落営農組織は、市町村の判断で加入できるようになりました。

※まだ認定農業者でない方については、この際、認定農業者になるための農業経営改善計画の認定申請をご検討ください。（地域農業ビジョンの名簿登載者は、水田面積50a以上の方としています。）

■集落営農組織の将来の不安解消

〔法人化期限の延期〕

法人化に向けて努力したものの、予定期日までに法人化できなかった場合は、5年の範囲で延期して、再び法人化に取り組むことができます。

■交付金支払時期の前倒し、申請手続の簡素化

〔交付金の早期支払〕固定払交付金（緑ゲタ）、麦の成績払交付金（黄ゲタ）は前倒して早期に交付されます。

〔申請手続の簡素化〕

申請書類が見やすく記入しやすい様式になりました。加入2年目以降は記入する部分を軽減し、添付書類も削減されます。

〔申請時期の集中化〕

加入申請は米、麦、大豆を

合わせて一定時期に集中して受付されます。

・4月1日～6月30日

4月1日から見直し後の加入申請の受け付けが始まります。

「水田経営所得安定対策」に関するQ&A

Q1 水田経営所得安定対策

に入れない人は、一切、米価下落対策の対象から外れてしまつて米作りができなくなる？

A1 米価下落対策は、水田経営所得安定対策加入者には収入減少影響緩和対策が本対策に加入していない方には平成21年度までの措置として稲作構造改革促進交付金（稲構）があります。

水田経営所得安定対策に加入できない方であっても、稲構に加入することができます。

Q2 野菜、果樹、畜産等で

営農を行っている人も、4ha以上ないと補助金等の支援が受けられない？

A2 水田経営所得安定対策は、米、麦、大豆の水田農業を対象としており、野菜、

果樹、畜産等については、従来どおり本対策とは別の品目別の対策が講じられ、経営面積要件もありません。

Q3 産地づくり交付金（転作助成金）も水田経営所得安定対策に加入していないと受け取れない？

A3 産地づくり交付金は、水田経営所得安定対策に加入していても受け取ることができません。（ただし、生産調整を実施し、かつ集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していることが必要です。）

※不明な点等はお問い合わせください。

◎問い合わせ：

農政課総合農政係

☎(55)5116

または各支所産業建設課農政係

東北農政局福島農政事務所

☎024(534)4145

福島農政事務所地域第二課

☎024(937)3980

福島統計・情報センター

☎024(534)1903

またはJAみちのく安達各

グリーンセンター

